

国・都道府県から民による公益の増進を目指して
～第二期公益認定等委員会のスタートにあたって～

平成 22 年 4 月 28 日

公益認定等委員会の審議の基本的な姿勢

- 公益認定等委員会は、本年 4 月から第二期がスタートしました。第二期においては、「柔軟かつ迅速な審査」を旨として、これまでの審議の蓄積を有効に活かし、社会が求める公益法人のあり方に留意し、申請法人の実状をよく理解しながら審議を進めていきたいと考えています。
- 当委員会では、法令で明確にされている基準に拠り審議を行うにあたって、常に公益法人制度改革の本旨に立ち帰り、各法人の活動実態をふまえながら、それぞれの創意工夫や自主性をでき得る限り尊重し、民間人による合議制の機関らしく「温かく」審議に臨んでいます。
- また、審査の迅速化を図るため、事前に明確にした論点を中心に審議を行うなど、メリハリのある審査へと質を転換させることにより、答申数は飛躍的に増大しています。さらに、法人からの申請を待つだけではなく、外部の専門家の協力による相談会、業態別研修会への講師派遣、ホームページの改修などにより、新制度・審査に関する誤解を解くべく努力をするとともに、申請法人の視点で、これまで以上に積極的に法人をサポートすることにより、新制度の理解と早期の申請を促進していきます。

都道府県の合議制の機関と共に公益の増進を目指して

- 個人の価値観は多様化し、社会のニーズが多岐にわたっていることから、民間の公益活動に対する社会の期待は一層高まっています。民による公益の主要な担い手として、現在、都道府県所管の 18,000 弱、国所管の約 6,500、合わせて約 24,000 の公益法人が全国で活動しており、新制度にあわせて衣替えした新しい公益法人が各地において多数誕生し、住民の生活に密着した公益活動を行うことが期待されています。
- 今後の社会における公益活動や法人のあり方に影響を与える意味で、公益認定等委員会と都道府県の合議制の機関は、共に大変重要な役割を与えられているものと認識しています。このため、制度運用上の参考となる取組みや審査事例などについて積極的に情報交換し、国・都道府県が互いに連携・協力しながら、法人に対して制度の理解と早期の申請を促すとともに、適切な審査を進めていきたいと考えています。
- 都道府県の合議制の機関の委員の皆さんとは、審査を通じて、日本中に一つでも多くの志ある公益法人を世に送り出すことにより、民による公益の増進を実現し、共に手を携えて、温かみと深みのある社会を築いて参りたいと考えています。

公益認定等委員会 委員長 池田守男